

# 支援金の申請を受け付けています

固商工振興係 Tel 74-8382

支援金についての詳細は各ホームページでご確認ください。

## 国

### 月次支援金

令和3年4月以降に実施された緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴い、飲食店の休業・時短営業や外出自粛などの影響を受けた中小法人・個人事業者に対する支援金です。

●対象 次の①と②を満たせば、業種・地域を問わず給付対象となります。

①緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛などの影響を受けていること

②緊急事態措置またはまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が令和元年または同2年の同じ月と比べて50%以上減少していること

●給付額 中小法人など 上限20万円/月、個人事業者など 上限10万円/月

●申請期間 4・5月分：6月16日(水)～8月15日(日)

6月分：7月1日(木)～8月31日(火)

固月次支援金事務局 Tel 0120-211-240 【8:30～19:00 (土・日曜日、祝日含む)】



月次支援金  
ホームページ

## 道

### 北海道特別支援金

昨年の秋以降の感染症の再拡大に伴う外出・往来自粛により、経済的な影響が及んでいる中小法人・個人事業者に対する支援金です。

●対象 次の要件1と要件2の両方に該当している事業者

要件1 (①か②のいずれかに該当していること)

①時短対象飲食店など(令和2年11月～同3年2月の期間に、北海道知事による時短・休業要請対象となっている事業者)との直接・間接の取引がある事業者

②外出・往来自粛要請などの影響により、人流が減少したことで売上が減少した事業者

【対象業種一例】 飲食事業者、宿泊業、旅客・運送業、観光施設運営、小売店(土産物・雑貨店など)、理容・美容業、マッサージ店、整骨院など

※この他に該当になりそうな場合はコールセンターにご確認ください。

要件2

令和2年11月～同3年3月の期間のうち、いずれかの月で月間事業収入が前年または前々年同期と比較して50%以上減少した月があること

●給付額 中小法人など 20万円、個人事業者など 10万円

●申請方法 8月31日(火)までに電子申請および郵送にて申請

【申請書郵送先】〒060-8407 北海道特別支援金事務局(※住所の記載不要)

※申請書類はホームページからダウンロードできます。

固北海道特別支援金コールセンター Tel 011-351-4101 【8:45～17:30 (平日のみ)】



道ホームページ

## 道

### 緊急事態措置協力支援金(飲食店等)

道からの要請に応じて、令和3年5月16日(日)～31日(月)までのすべての期間に休業・営業時間短縮などを行った飲食店などへの支援金です。

●要請内容(飲食店等) 営業時短(5:00～20:00)、酒類提供時短(11:00～19:00)

●給付額 中小企業・個人事業者 店舗ごと2.5万円～7.5万円/日

大企業 店舗ごと上限20万円/日

●申請 8月31日(火)まで(郵送申請は受付中。電子申請は6月中旬以降開始予定)

※申請の手引き・申請書類などはホームページからダウンロードできます。

固北海道感染防止対策協力支援金事務局

Tel 011-350-7377 【8:45～17:30 (6月は土・日曜日も対応)】



道ホームページ